

発議第17号

山形県議会定数等検討委員会の設置について（案）

- 1 山形県議会委員会条例（昭和50年3月県条例第5号）第3条の規定により、本議会に委員9人をもって構成する山形県議会定数等検討委員会を設置する。
- 2 本委員会は、山形県議会議員の定数及び選挙区等について調査検討を行う。
- 3 本委員会は、閉会中も調査できるものとし、議会において調査終了を議決するまで存置するものとする。

以上の議案を、山形県議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和5年12月15日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 矢 吹 栄 修